

資料提供

滋賀労働局発表

令和7年1月30日

担当

滋賀労働局 雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官

水出 美加子

室長補佐 田中 典央

TEL: 077-523-1190

令和6年度 地方版政労使会議「滋賀県働き方改革推進協議会」の開催

滋賀労働局（局長 多和田治彦）は、滋賀県における適切な価格転嫁を伴う持続的な賃上げによる企業の成長と労働者の所得向上、消費拡大という経済の好循環の実現に向け、昨年度に引き続き地方版の政労使会議「滋賀県働き方改革推進協議会」を開催します。

当日は、三日月滋賀県知事をはじめ、協議会構成団体等の代表のほか、近畿経済産業局がオブザーバとして出席し、賃上げの推進に向けた協議会としての今後の取組等について意見交換を行う予定です。

《概要》

- 日時 令和7年2月17日（月）11:00～12:00（11:45～12:00 写真撮影、マスコミ取材対応）
- 場所 滋賀県危機管理センター（大津市京町4丁目1番1号）1階大会議室
- 出席(予定)者
 - ◆滋賀県働き方改革推進協議会構成団体・機関
 - (1) 労働者団体 連合滋賀 会長 白木 宏司
 - (2) 使用者・経済団体 滋賀県商工会議所連合会 会長 河本 英典
 - 滋賀県商工会連合会 会長 上西 保
 - 滋賀県中小企業団体中央会 会長 北村 嘉英
 - (一社)滋賀経済産業協会 会長 石井 太
 - (3) 行政 滋賀県 知事 三日月 大造
 - 滋賀労働局 局長 多和田 治彦
 - ◆オブザーバ
 - 行政 近畿経済産業局地域経済部 部長 黒田 俊久
- テーマ 「賃金引上げ」に向けた課題と今後の展望

報道機関取材の可否：可

当日は会場内後方からの撮影は可としておりますが、別添により事前の登録をお願いします。また、取材は会議後の写真撮影終了後に対応します。

送付先 e-mail mizude-mikako@mhlw.go.jp
Fax 077-527-3277

滋賀労働局 雇用環境・均等室 あて

取 材 申 込 書

滋賀県働き方改革推進協議会の取材を申し込みます。

※メールでの申し込みの場合は
以下の項目のベタ打ちでも可

取 材 日 時	令和7年2月17日(月) 11:00~12:00
会 社 名	
記 者 名	
撮 影 の 有 無	有 (スチル・ビデオ) 無
連 絡 先	TEL e-mail

令和7年2月10日 (月) 17時 必着

参 考

◆滋賀県働き方改革推進協議会

設置目的等

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第10条の3において、「国は、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業等を構成員とする団体その他の関係者により構成される協議会の設置等に努めること」とされたことを踏まえ、滋賀県域の実情に即した働き方改革を推進することを目的に、滋賀労働局と地方公共団体に加え、事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会として、平成30年12月26日に滋賀県働き方改革推進協議会を設置した。

構成団体等

- ・ 日本労働組合総連合会滋賀県連合会（連合滋賀）
- ・ 滋賀県商工会議所連合会
- ・ 滋賀県商工会連合会
- ・ 滋賀県中小企業団体中央会
- ・ (一社)滋賀経済産業協会
- ・ 滋賀県
- ・ 滋賀労働局

過去の開催状況

- 【第1回】 平成30年12月26日 : 「滋賀における働き方改革共同宣言」を採択
- 【第2回】 平成31年2月15日(ワーキンググループ)
- 【第3回】 令和元年7月11日(ワーキンググループ)
- 【第4回】 令和元12月23日 : 「外国人材の雇用・活躍」、「下請取引の適正化」の意見交換等
- 【第5回】 令和2年2月5日(ワーキンググループ)
- 【第6回】 令和2年12月21日(実務担当者会議)
- 【第7回】 令和4年3月15日 : 「誰もが安心して働ける環境づくりとダイバーシティの推進」共同メッセージの発信
- 【第8回】 令和6年1月23日(実務担当者会議)
- 【第9回】 令和6年2月16日 : 「適切な価格転嫁を伴う持続的な賃上げの推進による県内企業の成長と労働者の所得向上の実現を目指して」共同メッセージの発信
- 【第10回】 令和6年12月19日(実務担当者会議)

“適切な価格転嫁を伴う持続的な賃上げの推進による

県内企業の成長と労働者の所得向上の実現を目指して”

3年以上にわたるコロナ禍もようやく収束に向かい、社会経済活動は回復傾向にあるものの、エネルギー・原材料価格等の高騰および人材不足の深刻化により、中小企業は依然として厳しい経営環境下にあります。こうした状況の中、事業の継続や持続的な成長、労働者の所得向上を実現するためには、新たな付加価値の創造による「成長」と、公正・適正な取引や賃上げを含む人への投資による「分配」の好循環を生み出すことが不可欠です。

このため、我々は次に掲げる項目について、所掌の範囲で相互に連携し、取り組めます。

1. 価格転嫁・賃上げに取り組む県内企業に対する支援および情報共有
2. 生産性の向上、リスクリング等人材育成に取り組む県内企業への支援および情報共有
3. パートナースhip構築宣言の県内企業への周知
4. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の県内企業への周知
5. 賃上げ促進税制の県内企業への周知
6. 賃上げおよび人材確保・人材育成に向けた各種助成金・補助金の県内企業への周知
7. 女性、高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心して働くことができる職場環境づくり
8. 県内企業への調査等を通じた情報収集および情報共有
9. その他、価格転嫁・賃上げ、働き方改革を推進するために必要な事項

令和6年(2024年)2月16日

滋賀県働き方改革推進協議会

日本労働組合総連合会滋賀県連合会会長	白木 宏司
滋賀県商工会議所連合会会長	河本 英典
滋賀県商工会連合会会長	上西 保
滋賀県中小企業団体中央会会長	北村 嘉英
一般社団法人滋賀経済産業協会会長	石井 太
滋 賀 県 知 事	三日月大造
滋 賀 県 労 働 局 長	小島 裕